



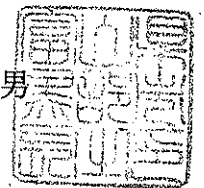
字の区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり新設するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による黒部市前沢土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年3月10日

黒部市長 堀内 康 男



1 字の区域の新設に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「堂田」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	中野	小野	26
	前沢	堂田	1983、1984、1987から1990まで、1995、1996、1997の5から1997の8まで、1998の1、1998の3、1998の4、2001の1、2002の1、2002の2、2004の1、2004の3、2005、2006の1、2006の3、2007の1、2009から2017まで、2020の1、2021の1、2022の1、2024の3、2033の1、2034、2035の1、2036、2037、2039、2040の1、2040の3、2041の1、2041の4、2041の5、2041の6
		堂田西	2177の1、2177の2、2178、2180の1、2180の2、2181の1、2181の2、2183の1から2183の3まで、2184の1、2184の3、2184の5、2184の7、2276

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。